

令和 3 年 1 月 6 日

一般社団法人岐阜県経営者協会長 殿

岐阜労働局長



新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金の
活用方法と特別相談窓口のご案内について（周知依頼）

日頃から労働行政の推進については、御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により、仕事を休まざるをえなくなった保護者の方を支援する助成金制度（新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金）を令和 2 年 3 月 13 日から設けております。

また、岐阜労働局では、同助成金に係る特別相談窓口を令和 2 年 11 月 24 日から開設しております。

このたび、同助成金については、令和 2 年 2 月 27 日から同年 9 月 30 日までの休暇に関する申請期限が同年 12 月 28 日までのところ、やむを得ない理由として、①労働者から労働局の特別相談窓口へ「（事業主に）特別休暇制度を導入して、この助成金を活用してもらいたい」等のご相談に基づき、労働局が事業主へ特別休暇制度の導入とともに助成金活用の働きかけを行い、これを受けて事業主が同助成金を申請する場合、②労働者が労働局の特別相談窓口へ相談し、労働局からの助言等を受けて、労働者自らが事業主に働きかけ、事業主が特別休暇制度を導入し、同助成金を申請する場合には、同年 12 月 28 日の申請期限経過後も、事業主の申請が可能になりました。

なお、令和 2 年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日までの休暇に関する申請期限は、令和 3 年 3 月 31 日まで、令和 3 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの休暇に関する申請期限は、令和 3 年 6 月 30 日までとなっております。

つきましては、労働者からの「事業主がこの助成金を活用し、特別休暇制度を導入してもらいたい」等のご相談や事業主への働きかけは、次の特別相談窓口で対応し、事業主からの「この助成金の申請手続きや支給要件等を知りたい」等のご相談は、次のコールセンターにて対応している旨、関係各位にご周知頂きますようご依頼申し上げます。

【労働者からの事業主への特別休暇制度の導入や助成金の活用に関する相談・働きかけ】

小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口：岐阜労働局 雇用環境・均等室

岐阜県岐阜市金竜町 5-13 岐阜合同庁舎 4 階 電話 058-245-8124

受付時間 9:00～16:00（12:00～13:00 を除く、土・日・祝日を除く）

【事業主からの助成金の申請手続きや支給要件等に関する相談】

コールセンター（フリーダイヤル）0120-60-3999 受付時間：9:00～21:00（土日・祝日を含む）

（リーフレット）事業主・労働者の皆さまへ 小学校休業等対応助成金の活用方法と相談窓口のご案内（添付）
（厚生労働省ホームページ）新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金の概要

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

小学校休業等対応助成金の活用方法と 相談窓口のご案内

令和2年2月27日から令和3年3月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります！
*詳細は裏面をご参照ください

活用方法・申請期限

（注）取得した休暇の期間によって、下記のとおり申請期限が異なります！

- ・令和2年2月27日から9月30日までの休暇に関する**申請期限は12月28日**です。

ただし、助成金については、やむを得ない理由があると認められる場合（※）は、申請期限経過後に申請することが可能です。

- ※Ⅰ.労働者からの下記③の労働局の特別相談窓口への「（企業に）この助成金を利用してもらいたい」等のご相談に基づき、労働局が事業主への助成金活用の働きかけを行い、これを受けて事業主が申請を行う場合
- Ⅱ.労働者が下記③の労働局の特別相談窓口へ相談し、労働局から助言等を受けて、労働者自らが事業主に働きかけ、事業主が申請を行う場合

- ・令和2年10月1日から12月31日までの休暇に関する**申請期限は令和3年3月31日**です。

- ・令和3年1月1日から3月31日までの休暇に関する**申請期限は令和3年6月30日**です。

- ・助成内容は**特別休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10（※）**です。

※ 日額上限：15,000円（令和2年3月31日までの休暇分については8,330円）

- ・この助成金は、既に欠勤や年次有給休暇の取得として処理された分についても、事後的に特別休暇に振り替えた場合は対象になります。

事業主の皆さまには、この助成金を活用して有給の特別休暇制度を設けていただき、保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただくとともに、**過去に欠勤等で処理した分**についても、**特別休暇に振り替えて**本助成金をご活用いただけるよう、ご検討をお願いします。

労働者の皆様へ：相談窓口のご案内

- ・都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口』では、「企業にこの助成金を利用してもらいたい」等の労働者の方からのご相談内容に応じて、企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけを行っています。**【ご相談は裏面の相談窓口一覧まで】**

事業主の皆様へ：申請手続き及び申請に係る相談窓口のご案内

- ・申請手続き、助成金の支給要件等の詳細について、下記のコールセンターでご相談に対応しています。助成金の**申請書類は、下記の「受付センター」まで郵送**をお願いします。
- ・また、労働者の方からのご相談を受けて、都道府県労働局で事業主に助成金の活用の働きかけを行う場合、**申請書類の作成支援も全面的に行います。**

①【**コールセンター**】 申請方法等のお問い合わせは、下記のフリーダイヤルまで（フリーダイヤル）**0120-60-3999** 受付時間：9：00～21：00 土日・祝日含む

②【**受付センター**】 申請書の提出先は、こちらです。

〒137-8691 新東京郵便局 私書箱132号 学校等休業助成金・支援金受付センター

※郵送先は厚生労働省・都道府県労働局ではありません。

必ず配達記録が残る郵便（特定記録郵便やレターパックなど）で配送してください。

③【都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に係る**特別相談窓口**』】 裏面参照

主な支給要件

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

「臨時休業等」とは

- ・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校などが臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。
- ・なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です

※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。

「小学校等」とは

- ・小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園または小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部） ※障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）なども含む。
- ・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かりなどを行う事業、障害児の通所支援を行う施設など

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある（※）子ども

- ・新型コロナウイルスに感染した子ども
 - ・新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども（発熱などの風邪症状、濃厚接触者）等
- ※ 学校の場合は、学校長が出席を停止し、または出席しなくてもよいと認めた場合をいいます。

③対象となる保護者

- ・親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母など）であって、子どもを現に監護する者が対象となります。

その他の支給要件や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにて確認ください。

申請書は、厚生労働省HPから印刷してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html



新型コロナ 休暇支援 検索

小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口（令和3年3月31日まで）

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-6867-0211	滋賀	077-522-6648	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-0504	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3501	大阪	06-7660-0072 06-6949-6494	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8834 022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0850	福岡	092-411-4764
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-2777	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1701	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-223-0551	島根	0852-20-7007	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-8124	岡山	086-224-7639	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-1212	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0313	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-306-1860	三重	059-226-2110	徳島	088-652-2718		

受付時間 9時00分～16時00分（12:00～13:00を除く、土・日・祝日・年末年始を除く）



厚生労働省 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）